

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	日影による建築物の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第56条の2第1項	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	当該許可の取扱いについては、「建築基準法第56条の2第1項ただし書許可の一括同意基準」によるほかは、許可の性質上、個々の申請ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないので、法令の定め以上に具体的な基準を設けることが困難である。	
標準処理期間	標準処理期間 標準処理期間を設定できない理由	許可については60日を原則とする。